別表第５（自家用貨物自動車等の定期点検基準）（第二条、第五条関係）

点検箇所 ＼ 点検時期	６　月　ご　と	12　月　ご　と（６月ごとの点検に次の点検を加えたもの）
（略）	（略）	（略）
警音器、窓拭き器、洗浄液噴射装置、デフロスタ及び施錠装置		作用
（略）	（略）	（略）
その他	シャシ各部の給油脂状態	（※６）（※７）　車載式故障診断装置の診断の結果

㈱①～⑤　（略）

⑥　（※６）印の点検は、大型特殊自動車を除く。

⑦　（※７）印の点検は、原動機、制動装置、アンチロック・ブレーキシステム及びエアバッグ（かじ取り装置並びに車枠及び車体に備えるものに限る。）、衝突被害軽減制動制御装置、自動命令型操舵機能及び自動運行装置に係る識別表示（道路運送車両の保安基準に適合しないおそれがあるものとして警報するものに限る。）の点検をもって代えることができる。

別表第５の２（有償で貸し渡す自家用二輪自動車等の定期点検基準）（第二条、第五条関係）

点検箇所 ＼ 点検時期		６　月　ご　と	12　月　ご　と（６月ごとの点検に次の点検を加えたもの）
かじ取り装置	ハンドル		操作具合
	フロント・フォーク	ステアリング・ステムの軸受部のがた	１　損傷 ２　ステアリング・ステムの取付状態
制動装置	ブレーキ・ペダル及びブレーキ・レバー	１　遊び ２　ブレーキの効き具合	
	ロッド及びケーブル類	緩み、がた及び損傷	
	ホース及びパイプ	漏れ、損傷及び取付状態	
	マスタ・シリンダ、ホイール・シリンダ及びディスク・キャリパ	液漏れ	機能、摩耗及び損傷

別表第５（自家用貨物自動車等の定期点検基準）（第二条関係）

点検箇所 ＼ 点検時期	６　月　ご　と	12　月　ご　と（６月ごとの点検に次の点検を加えたもの）
（略）	（略）	（略）
警音器、窓ふき器、洗浄液噴射装置、デフロスタ及び施錠装置		作用
（略）	（略）	（略）
その他	シャシ各部の給油脂状態	

㈱①～⑤　（略）

（新設）

（新設）

（新設）